

仙台市「食育推進」ロゴマーク使用基準

令和3年1月15日 決定

1. 趣旨

この基準は、「仙台市『食育推進』ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という）の適正な使用を確保し、その普及を推進するために必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

市民を対象とした「食育」活動および市内の団体による「食育」活動に「ロゴマーク」を使用し、その活動を市民にわかりやすく伝えるとともに、この「ロゴマーク」の積極的な活用により「食育」が市民にとってより身近なものとなり、家庭や地域で「食育」の取り組みが推進されることを目的とする。

3. 申請および承認

- (1) ロゴマーク使用者（以下「使用者」という）は、「仙台市『食育推進』ロゴマーク使用申請書」〔様式1〕を健康福祉局保健衛生部健康政策課長あてに提出し、承認を得ること。その際、ロゴマークの使用内容がわかる資料（現物または現物の写真、企画案等）を添付すること。
- (2) ロゴマークの使用後は、「仙台市『食育推進』ロゴマーク使用状況報告書」〔様式2〕を健康福祉局保健衛生部健康政策課長あて提出すること。
- (3) 仙台市食育推進会議の構成団体にあつては、申請書の提出なくロゴマークを使用することができる。なお、健康福祉局保健衛生部健康政策課より照会があつた場合にはロゴマークの活用状況について報告すること。

4. 使用上の遵守事項

- (1) 仙台市の「食育」推進に寄与することを目的に使用すること。
- (2) 次の各号に該当する使用は認めない。
 - ア 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
 - イ 特定の商品の販売促進に利用しようとする場合
 - ウ 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
 - エ 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用する場合
 - オ 営利目的で利用する場合（ロゴマークに特化した商品等。ただし、健康福祉局保健衛生部健康政策課長の許可を得た場合を除く）
 - カ ロゴマークの趣旨と異なる利用をする場合
 - キ 仙台市が行う事業又は支援等を行う関連事業を推進する上で支障が生ずるおそれ

がある場合

ク 前各号のほか、健康福祉局保健衛生部健康政策課長が不適切な使用と判断する場合

- (3) ロゴマークは承認された内容のみに使用すること。無断で、一部のみ使用したり、デザイン・縦横比率の変更などデータの改変は行わないこと。ただし、色については、印刷物の仕様上、モノクロ・単色刷り等、適宜選択して使用することができる。
- (4) データの転用は行わないこと。

5. 承認の取消し

- (1) 使用者がロゴマークを不正に使用したと認められる場合、健康福祉局保健衛生部健康政策課長は使用の承認を取消すことがある。
- (2) ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合、使用責任者が一切の責任を負うこと。また、問題が発生した場合は、すみやかに健康福祉局保健衛生部健康政策課長へ報告するとともに、対策を講じること。

6. 使用期間

申請により承認された使用内容が終了するまでとする。但し、使用が継続的な場合は、健康福祉局保健衛生部健康政策課長からの使用の終了または使用者から使用を取りやめる旨の連絡がない限り、各年度の4月1日から翌年度の3月末までを承認期間として、毎年度ごとに自動的に更新する。

7. その他

この基準に定めていない必要事項については、健康福祉局保健衛生部健康政策課長が別に定める。

この基準は、令和3年1月15日より施行する。